

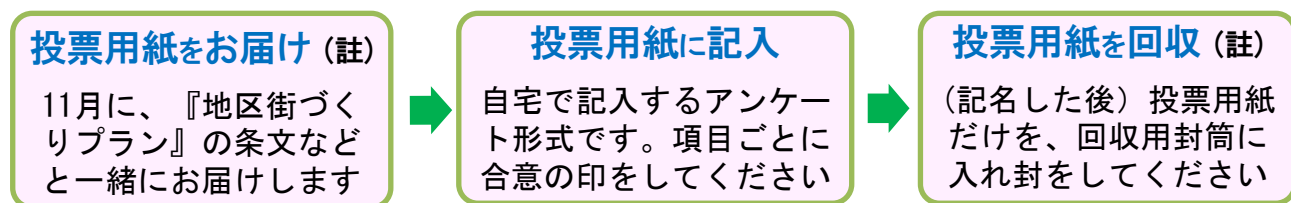
◎合意投票について・・・ *（註）住民が、街の将来像を決め、自ら街づくりをするための条例。

1)根拠 町田市の「住みよい街づくり条例」(上記註)に基づく住民投票です。
同条例によると、地区住民が投票によって決めた**街づくりのルール**を市に提案して市の審査を通れば、それがその地区に適用される市のルールになります。

2)有権者 住民投票をする資格・権利のある人は、その地区に **①**住んでいる者(賃貸を含む) **②**業を営む者 **③**土地所有権、または土地賃借権を登記している者 **④**地上権、または建物所有権の登記をしている者(以下、「地区住民等」と言います。) です。

3)合意成立の要件 「地区住民等」の総数、及び所有権・賃借権の対象となっている土地面積全体のそれぞれ2/3以上の合意が必要です。即ち**2/3の基準**は実際に投票した人ではなく**地区住民等全員**(とその面積)で、**投票しないと合意しない人に数えられます**から投票しない人が多いとそれだけ2/3達成が困難になります。他人任せにしないで**皆さんが投票して頂くことが必要なのです**。

4)投票の仕方 *（註）投票用紙のお届け・回収の方法は、“自治会を通して”や“郵送”などです。



5)投票の事前準備 上記**2)有権者**の投票権の数は、**①②③④**の資格が重複する場合も1つですが、『**①**住んでいる者』については二世帯住宅では2つです。
二世帯住宅の判定は主に建物の外形で行います(判定基準の詳細は略)ので、合意投票の事前準備として市の委託を受けた調査会社が二世帯住宅や空き家、土地の利用状況などを調査します。**調査は10月に身分証を携帯した調査員が道路から目視**によって行いますので皆様ご承知おきください。

◎説明会を行いました。

『地区街づくりプラン』を多くの皆さんに理解していただくために、プランの内容と合意投票の意味について説明会を7～8月に行いました。

合意投票をして頂く方々全員に対する説明会のほか、自治会役員、花みずき会、子供会の保護者、防災支援隊にはそれぞれの会合で説明いたしました。

◎説明会での 主なQ&A と ご意見

Q:「届け出ルール」と「自主ルール」は条例によって決められているのですか？

A:「街づくりを考える会」の協議で、数値基準により明確に運用すべきものは「届け出ルール」、地形条件等で裁量が必要なものは「自主ルール」としました。

Q:「快適さ、活気、交流のある街」のための新しいルールとは？

A:一例として集合住宅を認めることで息子世帯が“近居”するなど、若い世代が移り住めば子供達も増え活気や交流のある街を実現することになると思います。

Q:もし、『地区街づくりプラン』が成立しない場合はどうするのですか？

A:「街づくりを考える会」としては、これまでのところ十分に検討をしておりますが、その場合は『建築協約』が存続することになるでしょう。

ご意見:「ぜひ成立させて下さい」などプラン実現を望むご意見を多数頂きました。

お問い合わせ先 つくし野三丁目自治会・街づくりを考える会(中条)
TEL:042-795-4558 / MAIL:chujoh@p03.itscom.net